

ガバナンス Governance



コンプライアンス

基本方針

当社グループは、「三井不動産グループコンプライアンス方針」に基づき、コンプライアンスの実践をグループ経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令・社会規範の遵守はもとより、企業倫理に従った公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

三井不動産グループコンプライアンス方針（2005年4月28日制定、2018年8月1日改定）

はじめに

私たちは、高い企業倫理に従って公正な事業活動を行い、信頼とブランドを築いてきました。

しかし、営々と築き上げてきたブランドも、ひとりの誤った行動や判断によって一日にして失われることもありえます。私たちの適切な判断と行動が一層重要になります。

私たちは、コンプライアンスの実践をグループ経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令・社会規範の遵守はもとより、企業倫理に従った公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

コンプライアンスの定義

法令・社内規程の遵守および一般的社会規範および企業倫理にも適切な配慮を行い、適法かつ公正な企業活動を行うこと。

どうあるべきか

誠実な行動

1. 単なる法令遵守にとどまらず、自社の社会的責任を認識し、良き企業市民を目指します
2. 互いの人権、人格、価値観を尊重します
3. 悪い情報であっても迅速にトップに報告し、適切な対応を図ります
4. 業務の遂行にあたっては、顧客および職場環境の安全を最優先します

公正な行動

1. 企業倫理に従った、公正で透明性の高い企業活動を行います
2. 社会に適切な情報開示を行い、経営の透明性と健全性を確保します
3. 反社会的勢力には断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断します
4. 国籍、社会的身分、人種、信条、性別、年齢、障がいまたは性的指向・性自認（いわゆる LGBT）等を理由とする不当な差別はしません

ルールの遵守

1. 関連する法令や社内規程を遵守し、社会規範および企業倫理にも適切な配慮を行います
2. 個人情報をはじめとする守秘すべき情報の保護・管理を徹底します
3. 不正な利益を得るための贈答や接待は行いません
4. 未公開情報・内部情報を利用して、個人的な利益を追求しません
5. 就業時間外の行動であっても、会社の信用・業務に支障をきたすようなことは行いません

判断に迷ったら、あなたの行動は

1. 誠実な行動だろうか
2. 公正な行動だろうか
3. 家族や友人、広く社会にも説明のできる、何ら恥ずることのない行動だろうか

という問いを自分に問いかけてください。

コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスを総括する責任者を総務担当役員としています。責任者は、コンプライアンス管理部門などから報告を受け、とくに重要なものは取締役会・経営会議で審議または報告します。また、毎年、社則の制定・改廃、法令・社則等に関する研修の実施、法令・社則などの遵守状況に関する調査・報告など、コンプライアンスに関する当該年度の活動計画を策定し、これに基づきコンプライアンス活動を実践しています。グループ会社においてもコンプライアンス推進計画の策定実施を義務付けるとともに、年度終了時に当社に対して報告、承認を行っています。

コンプライアンス研修

当社では、新入社員や新任グループ長、役員など様々な役職員を対象に、コンプライアンス意識の向上を目的としたコンプライアンス研修を実施しています。また、全役職者を対象としたeラーニング研修を実施しています。

主な研修・啓発活動（当社）

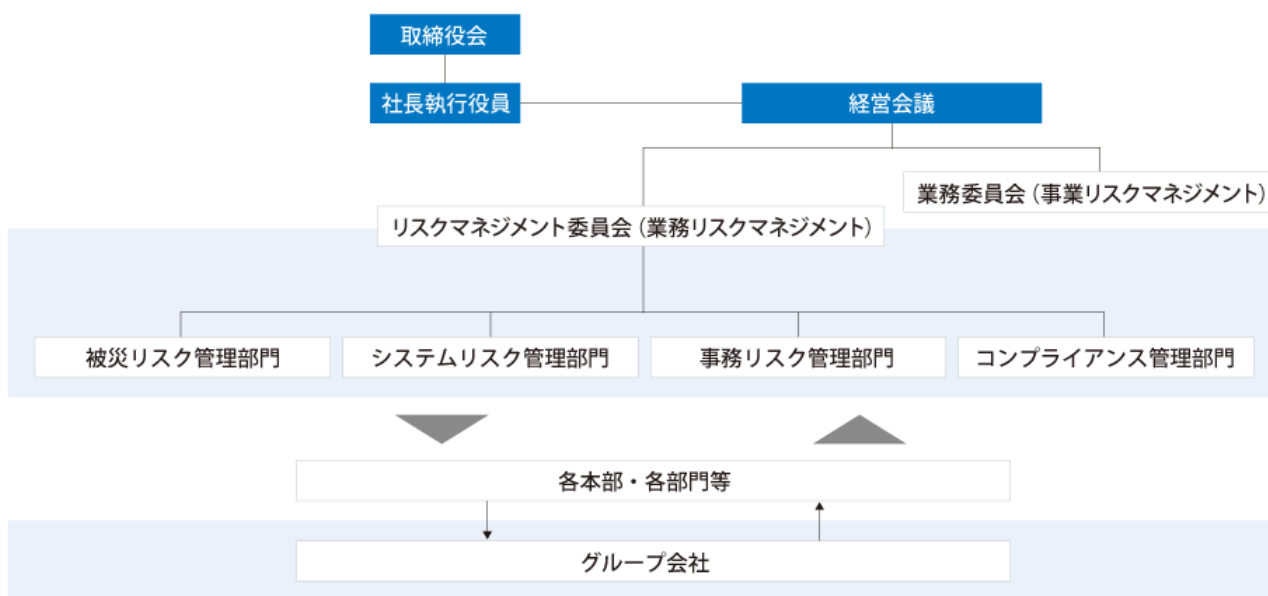
項目	対象	内容
社内研修	入社時研修	新入社員 (4月) ※派遣社員・契約社員は、毎月初めに実施
	新任グループ長研修	新任グループ長 贈賄防止、反社会的勢力、情報セキュリティ、インサイダー取引防止などに関する勉強会を実施 (3月)
	役員コンプライアンス研修	取締役、常務執行役員、常勤監査役など (9月)
	海外コンプライアンス研修	海外事業本部、現地法人駐在員 会議企業の事例などコンプライアンス違反事例を解説するほか、贈賄防止の必要性などを共有 (12月)
	現地法人ナショナルスタッフ研修	現地法人ナショナルスタッフ 贈賄防止、個人情報保護、内部通報制度などに関する研修を実施 (10月、2月)
	全社コンプライアンス研修 (eラーニング)	執行役員を含む全社員 (6月、11月)
啓発活動	社内掲示	全役職員、全従業員 「三井不動産グループコンプライアンス方針」を社内掲示版・手帳に掲示
	コンプライアンス通信	全従業員 「反社会的勢力の排除」「身代金要求型ウイルスへの注意喚起」など、業務遂行上で注意すべき事項やトピックスなどを発信 (4月、7月、10月、2月)

リスクマネジメント

リスクマネジメント体制

「経営会議」が当社グループのリスクマネジメント全体を統括し、そのもとで「業務委員会」が事業リスクを、「リスクマネジメント委員会」が業務リスクを、それぞれマネジメントしています。

法務・コンプライアンス管掌役員、チーフリスクオフィサー、最高法務責任者、コンプライアンスの最高責任者である取締役が、取締役会とリスクマネジメント委員会に所属しており、その取締役が定期的に取締役会にリスク管理について報告しています。



主要なリスク

事業リスク

- ・経済環境の変化によるリスク
- ・市場金利に関するリスク
- ・資金調達リスク
- ・不動産事業における競合リスク
- ・不動産開発リスク
- ・賃貸収入に関するリスク
- ・海外事業に伴うリスク
- ・外部業者に伴うリスク
- ・資産価値変動リスク
- ・営業原価変動リスク
- ・気候変動に伴う移行・物理リスク
- ・自然災害、人災等のリスク
- ・環境リスク
- ・感染症拡大リスク

業務リスク

- ・法令順守に関するリスク
- ・法令・政策の変更に関するリスク
- ・訴訟・紛争リスク
- ・利益相反リスク
- ・内部統制・会計に関するリスク
- ・サイバーセキュリティに関するリスク

行動規範、ESG リスクの監督

事業活動における行動規範および ESG (環境・社会・ガバナンス) に関するリスクについても取締役会で監督しています。

気候関連課題への対処

当社では、規制・法制度、技術、市場動向等について、原則年 1 回、大きな改正時はその都度、計画策定時に特定したリスクに大きな変化がないか、対処すべき短期的なリスクがないか検証しています。例えば既存の規制に関し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(東京都環境確保条例)」の規制対象温室効果ガスの拡大や、規制水準の引き上げについて重要度の高いリスクとして識別しています。また、「建築物省エネ法」については、2017 年 4 月から床面積 2,000m² 以上の大規模建築のみを対象に省エネ基準への適合が義務化されていますが、将来的には欧州並みに拡大されることが想定され、新たな規制として注視しています。また、事業活動全体の気候変動に対する影響度合いを鑑み、運営時における CO₂ 排出量を優先課題として認識しています。中でも電気に由来する排出量の割合が最も大きいことから、RE100 に加盟する等取り組みを進めています。

業務委員会

事業リスクを管理することを目的として、「業務委員会」を設置し、経営計画および特定の経営課題の審議ならびに遂行管理等を行っています。「業務委員会」が全社および当社グループにおいて果たす役割は以下のとおりです。

1. グループ戦略の立案、審議
2. 中長期経営計画および単年度計画の企画立案、事前審議、調整
3. 特定の経営課題に関する対応方針の審議およびその対応の進捗管理
4. 組織体制、要員計画等の企画・立案、審議
5. 全社および当社グループの事業リスクの統括管理
6. その他重要事項の審議

リスクマネジメント委員会

業務リスクを管理することを目的として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント方針・計画の策定およびリスク課題の把握・評価、対応策の策定ならびに指示などを行っています。

「リスクマネジメント委員会」では、業務リスクを統括的にマネジメントするとともに PDCA サイクルを確立し、クライシス対応や予防的リスク管理をより的確に実施できる体制としています。コンプライアンス違反と判断された場合は、リスクマネジメント委員会が調査と対処を指示し、モニタリングを行います。

「リスクマネジメント委員会」が全社および当社グループにおいて果たす役割は以下のとおりです。

1. リスクマネジメント方針・計画の策定
2. リスクマネジメントに関する組織整備ならびに責任・役割の明確化
3. 管理すべきリスク課題の把握・評価、対応策の策定ならびに指示
4. リスクマネジメント状況の把握・評価、改善策の策定ならびに指示
5. 緊急性の高い事件事故等の業務リスクが発生した場合の対応策の審議ならびに指示

2019年度は原則毎月1回「リスクマネジメント委員会」を開催し、リスク課題の抽出・把握、予防策・対応策の検討や立案などを行ったほか、必要に応じて全社やグループ会社への情報伝達などを行いました。

リスクマネジメント委員会の主な議題

リスク（事件・事故等）受付状況報告

法務・コンプライアンス報告

J-SOX 計画・報告

個人情報保護計画・報告

情報システムセキュリティ点検報告

コンプライアンス違反への対処

コンプライアンス管理部門は、コンプライアンス上問題があると認められた事項について、関係部門等の協力を得て調査を行い、改善の必要がある場合は、違反者及び関係部門に対してリスクマネジメント委員会の審議を経て適切に対処を求めます。

内部相談窓口の設置

当社は、内部相談窓口を設置しています。当社正社員および個別労働契約（契約社員）・出向協定・労働者派遣契約・アルバイト契約等に基づき当社業務に従事する者であれば利用できます。社内・社外の2か所設置しており、いずれの窓口にも相談することも可能です。社外窓口は弁護士事務所に設置していますが、中立的な立場^{※1}で相談を受理し、会社に対して相談内容を連絡し対応を促すものです。

相談対象は法令・社内規程・一般的社会規範および企業倫理に反する不正等、セクハラ・パワハラ等のハラスメント、雇用問題、職場環境の課題等^{※2}です。相談者のプライバシーは保護され、相談行為を理由とした報復行為および人事処遇上の不利益な取り扱い等を受けることはありません。また、実名でも匿名でも相談可能^{※3}です。

^{※1} 弁護士として法的見解を述べたり、相談者を擁護する立場に立つことはできません。

^{※2} 単なる意見表明、人事上の不満、他人の誹謗・中傷等は相談対象にはなりません。

^{※3} 本制度の目的であるコンプライアンス上の問題の早期把握・早期対処を行うため、匿名相談の場合にも、相談される従業員の立場等は確認します。

コンプライアンス違反事例件数

2019年度

・リスクマネジメント委員会で取り扱った件数：14件

監査役に対するコミットメント

当社は、監査役の名指に関する透明性を高めるべく、「報酬諮問委員会」および「指名諮問委員会」を設置しています。監査業務の適正を確保するため、監査役のローテーションを適宜行っています。また、行動規範、倫理規定の遵守をレビューしコンプライアンス違反を特定するために、監査室が定期的に監査します。

独占禁止法への対応

当社グループは、グループコンプライアンス方針に基づいて取引先への発注業務を厳重に精査し、独占禁止法の遵守に努めています。

当社は、独占禁止法などを遵守するのはもちろん、不公正な取引や不正な競争行為はしません。また、取引先と対等なパートナーとして誠実に接し、サービスや物品の調達に際しては、公正な基準に基づいて対応しています。

反社会的勢力への対応

当社グループは、「三井不動産グループコンプライアンス方針」に「反社会的勢力には断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断します」と定め、グループの従業員に反社会的勢力に対する当社グループの姿勢を示しています。

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、会社を挙げて断固たる姿勢で臨みます。また、各部門においては、取引の開始前などに、取引先が反社会的勢力でないことを調査・確認します。万一、反社会的勢力による不当な要求または暴力的行為などに直面した場合、当社は、所轄の警察署などに連絡するとともに、法的措置を取るなど必要な対応をします。

情報セキュリティ管理体制

当社では、「リスクマネジメント委員会」委員長を最高情報セキュリティ管理責任者とし、組織レベルごとに管理責任者・責任者・担当グループ長等を定めて、情報セキュリティに関するリスク管理に努めています。

個人情報保護の取り組み

当社グループは、個人情報の適正な利用と管理をはかるため、定められた情報セキュリティ管理体制のもと、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報保護方針を実行・維持しています。

さらに、次のような取り組みにより体制の強化や意識の啓発を図ることで、個人情報保護の徹底に努めています。

- ・「個人情報保護ガイドライン」の策定・運用
- ・eラーニングによる研修
- ・「個人情報保護計画」の作成
- ・業務委託先管理の徹底
- ・グループ会社における個人情報保護の維持向上

税の透明性

取り組み方針

当社グループは、三井不動産グループコンプライアンス方針に基づき、世界各国で適用される税法を常に遵守します。また、国際機関が公表している租税に関する基準やガイドライン等にも準拠して、公正で透明性の高い企業活動を行います。

税法の遵守

当社グループは、適用される税法をつねに遵守し、かつ国際機関が公表している基準（OECD、EU、UN ガイドライン等）にも準拠して、事業活動を行います。また、各国において定められた税金を、定められた期日に支払います。

税務リスクの極小化

当社グループは、株主価値最大化のため、各国における税制や税務行政の変更への対応を適宜行い、税務リスクの極小化を目指します。

移転価格

当社グループは、国外関連者との取引に関して、独立企業間価格を考慮し、各国間および各子会社間のそれぞれにおける機能、資産およびリスクの分析に基づき、その貢献に応じた適切な利益配分を行います。

二重課税の排除

当社グループは、同一の経済的利益に対して複数の国で課税される二重課税を排除するため、事業を展開する国同士の租税条約を適用します。

透明性の確保

当社グループは、税金に対する考え方についての開示を行い、各国税務当局に対するわかりやすい説明と透明性の確保を心がけます。

税務当局との関係

当社グループは、各国の税務行政手続き、徴収手続等に従います。また、税務当局とは健全かつ正常な関係を保ち、不当な利益の提供は行いません。

組織形態

当社グループは、租税回避を目的としてタックス・ヘイブンを活用するなど、事業目的や実態の伴わない組織形態により税金を回避することはありません。

国別納税実績

当社グループの、国別の納税実績（2019年度）は以下のとおりです。

国別納税実績（2019年度）

国	金額（百万円）
日本	32,647
米国	932
ルクセンブルク	860
英国	768
タイ	551
マレーシア	193
台湾	189
カナダ	97
シンガポール	56
フィリピン	51
中国	43
合計	36,387

贈収賄・腐敗防止に関する取り組み方針

当社グループでは、コンプライアンスの実践をグループ経営の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンス態勢の構築を行うとともに、コンプライアンスの推進に努めています。「三井不動産グループコンプライアンス方針」にその定義・行動指針を定める他、その細則である「コンプライアンス・マニュアル」に具体的に「反社会的勢力の排除」「マネーロンダリングの防止」「不公正な取引方法の排除」「インサイダー取引の禁止」「接待・贈答」「政治家・政治団体への寄付」等に関する行動指針を定め、コンプライアンス遵守の徹底ならびに贈収賄・腐敗防止の徹底に努めています。

三井不動産グループコンプライアンス方針（抜粋）

私たちは、高い企業倫理に従って公正な事業活動を行い、信頼とブランドを築いてきました。

しかし、営々と築き上げてきたブランドも、ひとりの誤った行動や判断によって一日にして失われることもありえます。私たちの適切な判断と行動が一層重要になります。

私たちは、コンプライアンスの実践をグループ経営の最重要課題の一つと位置づけ、法令・社会規範の遵守はもとより、企業倫理に従った公正で透明性の高い企業活動を遂行します。

⇒ 三井不動産グループコンプライアンス方針（全文）は、P93「リスクマネジメント・税の透明性」の「コンプライアンス」の「基本方針」へ

コンプライアンス遵守の強化

全社員に配布される社員手帳にグループコンプライアンス方針を明記しています。また三井不動産グループコンプライアンス方針に基づくコンプライアンス・マニュアルに定める「反社会的勢力の排除」「マネーロンダリングの防止」「不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）の排除」「インサイダー取引の禁止」「接待・贈答」「会社情報に関する守秘義務」等をテーマとした「コンプライアンス通信」を適宜全社員に発行し、コンプライアンス遵守の強化・周知徹底に努めています。



社員手帳に記載されたグループコンプライアンス方針

贈収賄の禁止および接待・贈答について

公務員などに対し、不正な利益供与を禁止しています。また、取引先や関係先などとの間であっても、節度を越えた接待や贈答などを行ったり、受けてはいけないこともルール化しています。また、贈賄防止にかかる取り組み体制や遵守すべきルールを定め、贈賄行為を未然に防止することを目的に「贈賄防止に関する規定」を制定し、実行しています。

腐敗防止の取り組み

- ・コンプライアンス・マニュアルに定める「反社会的勢力の排除」「マネーロンダリングの防止」「不正な取引方法(優越的地位の濫用等)の排除」「インサイダー取引の禁止」「接待・贈答」等の腐敗防止を含む従業員研修を e ラーニングで実施しています。
- ・内部通報制度を設けて、腐敗防止に努めています。
- ・国内外の新たなビジネスパートナー選定や事業の展開において、腐敗のリスクを評価し、防止に努めています。相手先確認チェックシートやコンプライアンスチェックシート、法務コンプライアンス部署による確認等によって、「反社会的勢力の排除」「マネーロンダリングの防止」「不正な取引方法の排除」「インサイダー取引の禁止」「接待・贈答」「政治家・政治団体への寄付」等を包括的にチェックしています。
- ・腐敗リスクが高いと判断された事業については、経営会議や業務委員会が都度対応を判断しています。
- ・取締役会により腐敗防止方針の監督を行っています。「反社会的勢力の排除」「マネーロンダリングの防止」「不正な取引方法の排除」「インサイダー取引の禁止」「接待・贈答」「政治家・政治団体への寄付」等の腐敗防止についてリスクマネジメント委員会で監督を行い、定期的に取締役会に報告しています。

政治寄付

政党および政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄付はしません。また政治団体の活動にかかわる支援を行う場合、政治資金規正法、公職選挙法の関係法令などに則り、適切に対応します。

2015～2019年度

- ・各1件 献金先：一般財団法人国民政治協会 金額：20百万円

関連した罰金・課徴金・和解金

2019年において、贈賄防止に関する規程の不遵守による重大な法令違反はなく、腐敗に関連した罰金・課徴金・和解金もありませんでした。

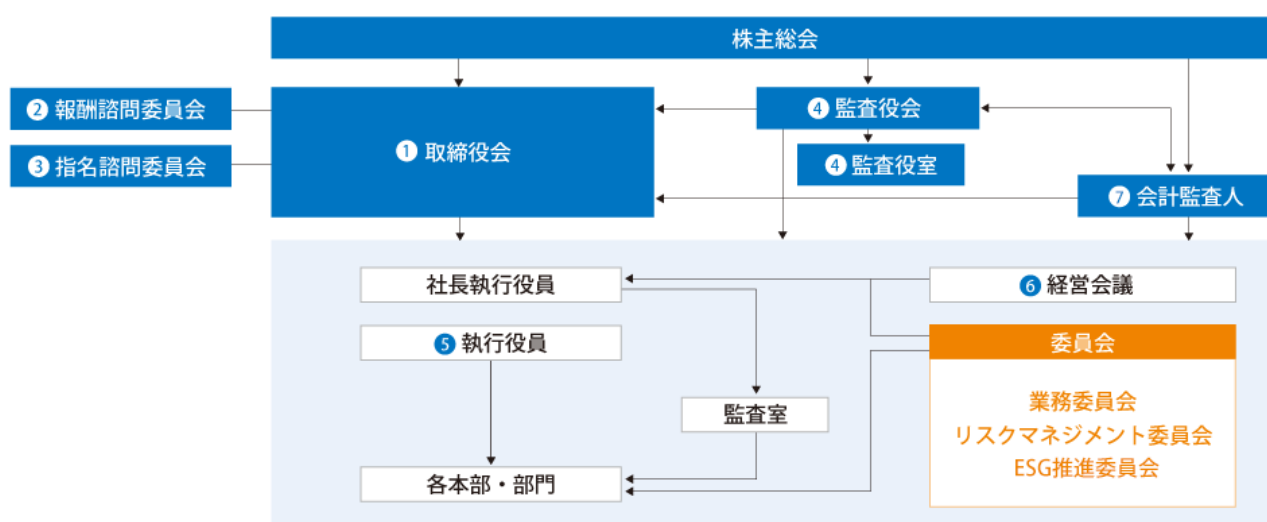
コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、ステークホルダーからの信頼確保に向け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるという視点に立ち、最適なコーポレート・ガバナンスの整備と構築をめざしています。

当社は、取締役会設置会社および監査役会設置会社であり、取締役の報酬や取締役・監査役の指名に関する透明性を高めるべく、「報酬諮問委員会」および「指名諮問委員会」を設置しています。また、「執行役員制度」を導入し、経営機能と執行機能の分離・強化を推進することで経営の健全性と効率性をより高めるとともに、社外取締役を招聘し取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。

また、監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しています。さらに、「三井不動産グループコンプライアンス方針」を定め、当社グループの役職員の業務の適正の確保に関する体制を整備しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



①取締役会

取締役会は、代表取締役会長岩沙弘道を議長として、社内取締役8名（岩沙弘道、菰田正信、北原義一、藤林清隆、小野澤康夫、山本隆志、植田俊、浜本渉）、社外取締役4名（江川雅子、野木森雅郁、中山恒博、伊東信一郎）の取締役12名で構成され、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しています。また、会社法第373条第1項に基づき特別取締役を置き、会社法第362条第4項に基づき、緊急性の高い入札等による資産の取得等について、特別取締役による取締役会の決議により決定することができる旨を定めています。

また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べています。

2019年6月27日～2020年5月22日に計11回開催された取締役会での、各取締役の出席率は90%以上でした。

取締役・監査役の人数（2020年6月末現在）	
取締役	12名
独立社外取締役	4名
女性取締役	1名
監査役	5名
独立社外監査役	3名

②報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、代表取締役社長菰田正信を委員長として、社内取締役1名（小野澤康夫）および社外取締役4名（江川雅子、野木森雅郁、中山恒博、伊東信一郎）の取締役6名で構成され、取締役会が取締役の報酬に関する事項につき決議を行うにあたっては、本委員会を経ることとしています。

③指名諮問委員会

指名諮問委員会は、代表取締役社長菰田正信を委員長として、社内取締役1名（小野澤康夫）および社外取締役4名（江川雅子、野木森雅郁、中山恒博、伊東信一郎）の取締役6名で構成され、取締役会が取締役・監査役の指名に関する事項につき決議を行うにあたっては、本委員会を経ることとしています。

④監査役会／監査役室

監査役会は、常任監査役佐藤雅敏を議長として、社内監査役2名（佐藤雅敏、石神裕之）および社外監査役3名（加藤義孝、真砂靖、尾関幸美）の監査役5名で構成され、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針および分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議しています。なお、監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専任の使用人（2名）を配置しています。

⑤執行役員制度

事業環境と業容に最適な業務執行体制を構築することを目的として、「執行役員制度」を導入しており、従来、取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推進し、経営の健全性と効率性をより高めています。また、グループ全体での経営者層の幅や厚みを増すことにより、グループ経営をさらに強固なものとするべく、グループ企業の執行責任者にも当社の執行役員と同等の立場と使命を付与する「グループ執行役員制度」を導入しています。

⑥経営会議

役付執行役員を構成員とする「経営会議」を設置し、業務執行上の重要事項の審議・報告ならびに内部統制およびリスクマネジメントを統括しています。また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤の監査役が出席し、必要に応じて意見を述べています。

⑦会計監査の状況

当社は、会計監査についての監査契約を有限責任 あずさ監査法人と締結しており、監査を受けています。なお、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

業務委員会

経営計画および特定の経営課題の審議ならびに遂行管理することを目的として、グループ戦略の立案・審議、事業リスクの統括管理などを実行しています。

リスクマネジメント委員会

業務リスクを管理することを目的として、リスクマネジメント方針・計画の策定およびリスク課題の把握・評価、対応策の策定ならびに指示などを行っています。

ESG 推進委員会

ESG の推進および SDGs 達成への貢献に関する活動の推進を目的として、ESG、SDGs に関する理念および方針の策定、目標設定、活動計画策定、進捗管理ならびに結果の評価等を行っています。

取締役会の決議・報告事項

当社は、取締役会において、法令、定款および取締役会規則等の社内規則に定められた以下の事項について、決議・報告することとしております。

- (1) 株主総会に関する事項
- (2) 取締役に関する事項
 - ・取締役の候補者の内定
 - ・代表取締役の選定・解職
 - ・業務執行取締役の選定・解職
 - ・取締役の報酬・賞与
 - ・その他の重要事項
- (3) 組織に関する事項
- (4) コンプライアンス等に関する重要事項
 - ・年度コンプライアンス推進計画の策定
 - ・年度コンプライアンス推進活動実績の報告
 - ・年度監査計画の策定
 - ・年度監査活動報告
 - ・年度財務報告に係る内部統制の評価および監査（いわゆる J-SOX）に関する方針策定
- (5) 人事に関する重要事項
 - ・執行役員・役付執行役員の選任・解任
 - ・重要な使用人の選任・解任
 - ・執行役員等の報酬・賞与
- (6) 資産・財務に関する重要事項
- (7) その他会社経営上もしくは業務執行上特に重要な事項

内部統制

当社グループでは、会社法の定めに従った内部統制に関する体制の整備・運用をしています。取締役の職務の執行が法令および定款に適合することをはじめとする業務の適正の確保について、当社の取締役会は以下の通り基本方針を策定し、運用しています。

「株式会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の構築の基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定・実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」「情報管理規則」「情報システム管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」等の社内規程を定め、「経営会議」にて当社及び当社グループのリスクマネジメントを統括し、「リスクマネジメント委員会」を業務リスクを管理する組織とし、「業務委員会」を事業リスクを管理する組織として、リスク課題の抽出・把握や対応策の立案を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

従来、取締役が担ってきた経営機能と執行機能の分離・強化を推進することを目的として、「執行役員制度」を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制をとっております。

また、「取締役会」の決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務権限規則」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続を定め、効率的に業務を推進しております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」等の社内規程に基づき、コンプライアンス推進計画の策定・実施等を通じてコンプライアンスの徹底を図るとともに、「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備を図り、法令及び定款に違反する行為を未然に防止しております。

また、「内部相談制度規程」に基づき、社内及び社外にコンプライアンス上の問題に関する相談窓口を設置しております。

さらに、内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告しております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社監理規程」及び「海外関係会社監理規程」の適切な運用により、子会社の取締役の職務執行の効率性を確保しつつ、当社の承認及びモニタリング等を基本とした経営管理を行っております。

また、各グループ会社は、「三井不動産グループコンプライアンス方針」のもと、コンプライアンス体制及び内部相談制度を整備し、内部監査部門等によりコンプライアンス体制の運用及び法令等の遵守の状況について監査し、「取締役会」及び監査役に対し報告しております。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助する専任の組織として「監査役室」を設置し、専任の使用人を配置しております。

当該使用人は監査役の指揮命令系統に属しており、その人事評価は監査役が行い、人事異動については事前に監査役と協議することとしております。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「取締役会」に出席しております。

また、常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「経営会議」に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有しております。

さらに、監査役は、内部監査部門及び会計監査人から定期的に監査に関する報告を受け、情報交換を行うなど、相互の連携を図っております。

内部相談の対象となった事項は、「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、常勤の監査役に報告され、「内部相談制度規程」には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。

9. 子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

常勤の監査役は、当社グループの内部統制及びリスクマネジメントを統括する「経営会議」に出席し、必要な報告を受け、「監査役会」にて共有しております。

また、子会社の取締役及び監査役等と、直接または所管する部門を通じて、適宜、情報交換に努めているほか、子会社の内部監査の実施状況について報告を受けております。

各グループ会社の「内部相談制度」において対象となった事項は、所管する部門及び「リスクマネジメント委員会」を通じて、適宜、当社の常勤の監査役にも報告され、各社の内部相談制度に関する規程には、相談者に対して相談行為を理由に不利益な取り扱いを受けない旨が定められております。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役職務執行に必要な費用は、会社が実費を負担することとしております。

内部監査態勢

監査室が、当社グループ全体の視点からリスク管理や内部統制の有効性を検証し、その評価・改善を行うため、監査活動計画を作成し、取締役会の承認を得て内部監査を実施しています。

監査の結果については、担当役員に報告するとともに、対象部門へのフィードバックとその後の改善進捗状況のフォローアップを行っています。また、半期ごとに経営会議、取締役会、および監査役会へ監査活動を報告しているほか、監査役との情報共有や連携を図っています。

なお、当社は、金融商品取引法に基づき、毎期末現在の当社グループの財務報告に係る内部統制を評価し、「内部統制報告書」を提出、公表しています。この評価結果については内部統制監査を実施した有限責任あずさ監査法人から適正との表明を得ています。

社外取締役の選任理由および出席状況

当社は、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくこと、ならびに取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け適切な役割を果たしていただくことを期待して、社外取締役を選任しています。また、客観的な立場から専門的な知識と豊富な経験に基づき取締役の職務の執行を監査していただくことを期待して、社外監査役を選任しています。

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断要件等を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと、特別の利害関係がないこと、および当社経営の健全性・透明性を高めるにあたり、客観的かつ公平公正な判断をなし得る資質を有していることを独立性の判断基準としています。

社外役員の選任理由について

氏名	選任理由	2019年度取締役会・監査役会への出席状況
江川取締役	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。	11回／12回
野木森取締役	現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれること、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。	12回／12回
中山取締役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対し様々なご意見をいただくことを期待して、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。	10回／10回
伊東取締役	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、当社の経営に対し様々なご意見をいただくことを期待して、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役および独立役員に選任しております。	9回／10回
加藤監査役	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。	取締役会…11回／12回 監査役会…11回／12回
真砂監査役	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。	取締役会…11回／12回 監査役会…11回／12回
尾関監査役	現在、当社の社外監査役として、取締役の職務の執行に対する監査機能を十分に発揮しており、今後も更なる貢献が見込まれるため、また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外監査役および独立役員に選任しております。	取締役会…10回／12回 監査役会…10回／12回

役員報酬

取締役報酬については、第 106 回定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する基本報酬、短期インセンティブとしての取締役賞与、中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬という構成としています。また、社外取締役は基本報酬のみとしています。

監査役報酬につきましては、第 106 回定時株主総会で決議された総額の範囲内で決定する基本報酬のみとしております。

当社は社内取締役 2 名、独立社外取締役が過半数の 4 名にて構成される報酬諮問委員会を設置しており、取締役報酬については社長一任ではなく、同委員会に諮問のうえ、取締役会にて決定します。

2019 年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	1,089	579	428	82	9
監査役 (社外監査役を除く)	106	106	-	-	3
社外役員	96	96	-	-	9

報酬の総額が 1 億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
岩沙 弘道	代表取締役会長	120	93	16	230
菰田 正信	代表取締役社長	120	93	16	230
北原 義一	代表取締役	75	52	10	139
藤林 清隆	取締役	28	39	8	111
	三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長	34	-	-	
小野澤 康夫	取締役	58	39	8	106
石神 裕之	取締役	63	39	7	110
山本 隆志	取締役	63	39	7	110

取締役会の実効性の分析・評価について

当社は、毎年、取締役会の実効性について分析・評価を行い、取締役会のさらなる機能向上に取り組んでおります。

なお、取締役会の実効性評価の概要および結果は以下のとおりです。

(1) 評価方法

全取締役および全監査役に対して、取締役会の実効性に関するインタビュー、フリーアンケートを行い、その結果を踏まえ、2020年5月22日の取締役会にて、分析・評価いたしました。

(2) 評価項目

- ・取締役会の体制（人数、業務執行者・非業務執行者の割合、多様性等）
- ・取締役会の運営状況（開催回数、出席率、審議時間、審議案件数、情報提供、質疑応答等）
- ・その他（前回の取締役会の実効性評価の課題、報酬諮問委員会、指名諮問委員会、社外取締役および社外監査役ミーティング等）

(3) 評価結果と今後の対応

取締役会において、当社グループの企業価値の持続的向上に向けて、取締役会の実効性が適切に確保されていることを確認いたしました。本評価結果等を活用し、取締役会のさらなる機能向上を図ってまいります。

株主の議決権について

- ・一株一議決権の原則をすべての企業会合決議に適用
- ・議決権行使結果の開示
- ・株主の役員に対する任命・解雇